

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A 集
(令和 6 年 10 月施行分)(健康保険組合あて厚生労働省保険局保険課通知)

4. 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

問 30 1 週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合とはどのような場合か。また、そのような場合は 1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

(答)4 週 5 休制等のため、1 週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定ではない場合等は、当該周期における 1 週間の所定労働時間を平均し、算出します。

問 31 所定労働時間が 1 か月単位で定められている場合、1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

(答)1 か月の所定労働時間を 12 分の 52 で除して算出します(1 年を 52 週とし、1 か月を 12 分の 52 週とし、12 分の 52 で除すことで 1 週間の所定労働時間を算出する)。

問 32 特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合とはどのような場合か。また、そのような場合は 1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

(答)夏季休暇等のため夏季の特定の月の所定労働時間が例外的に短く定められている場合や、繁忙期間中の特定の月の所定労働時間が例外的に長く定められている場合等は、当該特定の月以外の通常の月の所定労働時間を 12 分の 52 で除して、1 週間の所定労働時間を算出します。

問 33 所定労働時間が 1 年単位で定められている場合、1 週間の所定労働時間をどのように算出すればよいか。

(答)1 年の所定労働時間を 52 で除して算出します。

問 34 就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間が週 20 時間未満である者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間が週 20 時間以上となった場合は、どのように取り扱うのか。また、施行日前から当該状態であった場合は、施行日から被保険者の資格を取得するのか。

(答)実際の労働時間が連続する 2 月において週 20 時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週 20 時間以上となった月の 3 月目の初日に被保険者の資格を取得します。

なお、施行時においては、実際の労働時間が直近 2 月において週 20 時間以上となっており、引き続き同様の状態が続くことが見込まれる場合は、施行日から被保険者の資格を取得します。